■高知県公立大学法人　第2期中期目標等策定スケジュール案

青：中期目標
赤：中期計画
緑：年度計画

資料1

	H27年度		H28年度				H29年度
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月
	第１期中期目標期間（H23～H28）						第２期中期目標期間（H29～H34）
高知県公立大学法人			中期計画案及び年度計画案作成		10月：理事会 ○中期目標についての意見を審議 10月 ○第２期中期目標についての意見について（提出）法人⇒県	1月：理事会 ○中期計画について審議 3月：理事会 ○年度計画について審議 1月末 ○第２期中期計画について（提出）法人⇒県 3月末 ○H29年度計画について（届出）法27条 法人⇒県	
評価委員会		２月１６日（火） ○４年目（H23-26）までの総括 ○業務継続の必要性の検討（法31条） ○次期中期目標に必ず加える項目及び加えることが望ましい項目の検討 例）社会人教育の充実、組織の効率化、地域連携など		7月末～9月頭：２回開催 ○H27実績報告・評価 ○H27決算 ○中期目標についての意見聴取（法第25条3項）	中期目標を評価委員に報告（資料送付）	2月～3月 ○中期計画についての意見聴取（法第26条3項） 中期目標を評価委員に報告（資料送付）	
県			4～5月 ○第２期中期目標に記載する事項について（通知） 県⇒法人 中期目標の作成	評価委員会の意見を踏まえ中期目標について法人の意見聴取（法78条3項） 県⇒法人	10月末 12月議会議案提出期限 12月末 ○第２期中期目標について（指示）　県⇒法人	○第２期中期計画について（認可） （法26条１項）	
県議会		（中期目標の期間の終了時の検討） 第31条　設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。 ２　設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。		（中期目標） 第25条 ３　設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。 （中期目標等の特例） 第78条 ３　設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。		１２月議会（議案）中期目標の制定について（法第25条3項）	（中期計画） 第26条　地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 ３　設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。 （年度計画） 第27条　地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下「認可中期計画」という。）に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。	